

○厚生労働省告示第三百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の1中(230)を(235)とし、(205)から(229)までを(210)から(234)までとし、(204)を(208)とし、その次に次のように加える。

(209) ヘルプロリズマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(203)を(207)とし、(109)から(202)までを(113)から(206)までとし、(108)を(111)とし、その次に次のように加える。

(112) コリオボナドトロピン アルファ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(107)を(110)とし、(45)から(106)までを(48)から(109)までとし、(44)を(46)とし、その次に次のように加える。

(47) ヘルシズマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(43)を(45)とし、(15)から(42)までを(17)から(44)までとし、(14)を(15)とし、その次に次のように

加える。

(16) イダルシズマブ (遺伝子組換え)

別表第 1 の 1 中 (13) を (14) とし、 (12) を (13) とし、 (11) を (12) とし、 (10) の次に次のように加える。

(11) アルブトレペノナコグ アルファ (遺伝子組換え)